平成２７年（フ）第７５１号
北海道千歳市富丘４丁目14番６号
債務者　前田　梨加
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８１号
札幌市東区北８条東13丁目５番８号　ノースエイトＫＹ101号
債務者　北村　舞子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９１号
北海道千歳市住吉１丁目12番20―１号　ハイツミッシェルＤ号
債務者　鈴木　貴幸
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９６号
北海道恵庭市島松本町３丁目11番１―203号
債務者　藤田　正人
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
山形県東田川郡庄内町余目字下梵天塚３番地11
債務者　五十嵐みつ
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第９０号
群馬県前橋市三河町１丁目19番28号
債務者　新井　清子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９１号
群馬県前橋市三河町１丁目19番28号
債務者　新井　克之
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９８号
群馬県吾妻郡中之条町大字横尾1373番地１
福原アパート201号室
債務者　小林　**靜**夫
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８号
群馬県伊勢崎市連取町1669番地２　グリーンシティマンション106
債務者　松岡　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目1139番地１
ラ・フォーレＢ202
債務者　早川　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
群馬県佐波郡玉村町大字板井1182番地１　清水荘Ａ－２
債務者　金井香代子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３４号
群馬県前橋市大友町１丁目６番地５　ダイアパレス前橋大友703号
債務者　表山　正次
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
群馬県高崎市上小鳥町467番地３
債務者　富田真砂哉
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８６号
埼玉県行田市門井町２丁目４番地８　栗原マンション203
債務者　長谷川　勇
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５６号
千葉県浦安市今川２丁目３番27号　ラ・メール浦安201
債務者　松永　正浩
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４４号
相模原市南区下溝515番地18　コーポＳＫ下溝101
債務者　松田　一世
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５１号
相模原市中央区陽光台５丁目19番５号
債務者　渡邊美佐江
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部